

延岡内藤家家中高嶋家文書

福田, 千鶴
九州大学基幹教育院

<https://doi.org/10.15017/7325063>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 67, pp.1-12, 2024-03-29. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



目 録

延岡内藤家家中高嶋家文書

福 田 千 鶴

はじめに

高嶋家文書は、昭和37年（1962）10月18日に、九州文化史研究所（当時）が箱崎にあった古書店の地行書店から購入した。その際の原状は、「2括」であった。「御本陣御守衛番操」（通番27）の表紙には、鉛筆書きで「高嶋文書（一）1括11通」「文化史（一）（二）共（地行）」とある⁽¹⁾。また、「内桜田諸扣雑記」（通番22）の表紙には、鉛筆書で「高嶋文書（二）1括15通」「文化史（地行）」とある。現状では中性紙封筒3つに分けられて保管されており、受け入れ当時の原状を確認することはできない。なお、「名覚帳」「日用手扣」（史料番号 ZB-25-1-19）は一綴りではあるが、作成主体や内容が異なるので、枝番を付けて分けた。そのため、本文書群の総点数は27点となったが、これを1通と数えれば、鉛筆書きの点数26通（11通+15通）に一致する。

受け入れ手続きは「九州大學圖書館」でなされ、登録番号「ア280753」が付された。その際に、各史料には「九州大學圖書」の方朱印（3.0×3.0 cm, 4.5×4.5の2種類）、または「九大圖書館図書印」の丸朱印（直径1.2cm）が捺された。現在は、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門の所蔵となっている。

本史料群の出所は日向延岡の大名内藤家に仕えていた高嶋家であり、高嶋家という家組織に属する人々の活動のもとで作成・伝来した史料群である。それゆえ、これまでの台帳上は「高嶋文書」としていたが、家文書であることを重視して「高嶋家文書」と文書群名を改めた。延岡内藤家に仕

える藩士の家文書ではあるが、江戸での勤番が主たる任務であり、延岡に関わる史料は伝来していない。とはいえ、検索の便宜を考え、「延岡内藤家中高嶋家文書」と文書群名を付与することにした。

また、これらの文書群を生成させた機能としては、1. 高嶋家の人々の活動、2. 延岡内藤家における勤務の活動の2つが考えられる。以下、それぞれの機能ごとに、解説する。なお、その際は、目録上で便宜的に付した通し番号（通番）1～27を用いた。

1. 高嶋家の人々の活動

ここには高嶋家の人々の私的な活動に基づいて、作成・伝来したと推定される史料を置いた。

高嶋家を理解するうえで必要となる家系図類は、本文書群のなかに含まれていない。ただし、万延元年（1860）5月に高嶋秀輔貞常が藩に提出した「由緒書」の控えである「由緒書控」（26）が伝来する。貞常の養父貞慎の事績が中心であり、本文書群の作成主体の中核は貞慎と推定されるので、以下にその内容を示しておく。なお、本史料の内容は、個人の由緒書上であっても、作成の経緯としては藩の家中由緒調べの機能のもとに作成された史料であるため、2. 延岡内藤家における勤務の活動のなかに置いた⁽²⁾。

（1）高嶋直次郎貞慎

文政元年（1818）11月5日に「御櫛本役」となり、「御側之方」はそのまま兼勤となる。

文政2年6月22日に「御櫛役」出精につき、褒美金200疋を拝領する。

文政4年12月25日に毎年杓7俵を在役中は与えられる旨を延岡表で命じられる。

文政5年10月2日に「御櫛役」を免ぜられ、出精につき在役中の杓7俵は据え置きとなり、褒美金200疋を拝領する。

文政7年4月25日に「往来御刀番見習」に任命される。

文政7年12月25日に妻帯を許される。

文政8年11月7日に「御刀番本役」に任命される。

文政10年4月21日に「御下向御宿割」に「御雇」、室津まで立ち返りを命じられる。

※天保元年4月以降に通称を直次郎から求馬に改める。

天保元年（1830）12月21日に下刳7俵加増、年俸高14俵となる。

天保3年12月23日に「御勘定頭御吟味兼帯」を命じられる。

天保4年11月10日に当役を免じられる。

天保6年7月13日に「御番所御鑑番」を拝命する。

天保9年3月8日に「御内用認物」勤務につき、金100疋を与えられる。

天保11年5月15日に「暉姫君様」⁽³⁾死去につき旅中からの使者を命じられ、麻上下一具を与えられる。

天保12年6月21日に「御霊社附」を命じられ、勤役中は1か年金4両を下される。

天保14年4月4日に「日光御勤番付御番方」に「御雇」となり、同22日に「御雇」を免じられる。

同年6月26日に「御霊社附」を免じられる。

同年8月2日に「御吟味役」を命じられ、「御作事奉行・御勘定頭兼帯奥重役格」となり、又「御馬方心添」を命じられる。

同年11月18日に「不都束」の儀があり、遠慮を命じられる。同月28日に遠慮を免じられる。

弘化元年（1844）7月20日「御馬方心添」を免じられる。

弘化3年4月15日に男子がいないため、青山下野守忠良（丹波篠山6万石）の家来鈴木伝兵衛の弟専次を養子とし、嫡女との婚姻願いを提出し、許可される。

同年12月22日に刳15俵宛在役中に与えられる。

弘化4年10月10日に「不都束」の儀があり、当役御免、宛行20人扶持の

内、3人扶持減少、高17人扶持となり、逼塞を命じられる。在役中の初15俵は差し止めとなる。

同年11月10日に逼塞を免じられる。

嘉永元年（1848）2月26日に養子専次を病気のため離縁願いを出し許可されるも、取り扱い不行届き・不念のことから遠慮を命じられる。3月10日に遠慮を免じられる。

嘉永2年3月1日に「御内用認物」勤務につき、褒美として銀3両を下される。

同年6月27日に「御宮附」を命じられ、在勤中に年に金4両を下される。

嘉永3年6月24日に「御宮附」を免じられる。

同年12月晦日に養子専次に変わり、塩濱太郎の弟賢平の養子願いを出し、許可される。

嘉永5年10月28日に養子賢平を病気のため離縁願いを出し、たびたび取り扱い不行届き・不念のことから、宛行17人扶持の内、2人扶持減少、高15人扶持となり、遠慮を命じられる。11月14日、遠慮を免じられる。

嘉永7年2月22日に松本庄右衛門の服中に、「御宮附」の「御雇」となり、勤役中は年に金4両を下される。

安政元年（1854）5月22日に「御宮附」の「御雇」を免じられる。

同年8月1日に新井又三郎引き込み中に「御鍵番」の「御雇」を命じられる。

同年8月18日に「御宮附」を命じられ、勤役中は年に金4両を下される。翌年8月16日に免じられる。

安政3年正月11日に五十余年奉公につき、褒美金200疋を下される。

同年6月26日に加藤清兵衛病気につき、当分「御番所御鍵番」の「御雇」となり、9月16日に免じられる。

安政5年3月24日に養子賢平の離縁につき、土岐美濃守頼之（上野沼田3万5000石）の家来園部平治右衛門の弟秀輔を養子とし、嫡女との婚姻願いを提出し、許可される。

同年4月20日に病死。

(2) 高嶋秀輔貞常

安政5年(1858)7月18日に亡父の宛行の内、高14人扶持を下され、跡式を相続する。

万延元年(1860)5月に「御用番」に上記の「由緒書」を提出する。

延岡内藤家では、明和9年(1772)から天保12年(1841)の「新由緒書」、天保13年から安政6年(1859)までの「由緒書」、藩初から慶応2年(1866)までの「下士以上由緒書」を作成した。高嶋家に関しては、高嶋直次郎貞慎とその父高嶋求馬貞良のものが「新由緒書」4巻と「下士以上由緒書」5巻に記載がある。貞慎の父貞良は、内藤政韶(1776~1802)の側勤めを寛政3年(1791)2月17日から勤め、享和2年(1802)8月7日から政韶嫡子の政和(1787~1806)の給仕、同年10月18日から側勤めとなった。貞慎は、文化3年9月に政和の嫡子政順(1798~1834)の「御相手」となった。よって、貞良・貞慎父子は、2代にわたって藩主の身近に仕えたとされる⁽⁴⁾。

ただし、上に示した履歴から判明するように、貞慎は天保6年に表向の番役である「御番所御鑑番」に就いた。これは内藤家が内桜田門の番役を命じられたことに伴う勤番である(23)。また、安政元年、同3年にも「御番所御鑑番」の「御雇」となった。「御雇」の勤務形態については、今後の検討課題といえるが、貞慎は終生、側勤めではなかった活動もみえる。よって、内藤家文書⁽⁵⁾とあわせて分析することで、より適切な位置づけをしていくことが今後の検討課題となる。

なお、貞慎はたびたびの遠慮・逼塞処罰を受けながら、許されて役を命じられ、褒美金を得ていた。これらの記録資料を作成して遺した点に鑑みても、そのリテラシーの高さがうかがえる。また、婿養子を2度も離縁して、取り扱い不行き届きの処罰を受けた。安政5年に貞慎が没すると、婿

養子の貞常が家督を継いだ。

本文書群作成の上限年代とみられるのは、天明4年（1784）の「炮術稽古玉葉覚帳」（5）であり、「高島保」の記名がある。砲術関係の史料は、他にも2点（4・6）がある。保と貞良・貞慎との関係、また高島流砲術との関係は不明なので、これも今後の課題としたい。

本史料群作成の下限年代は、明治30年（1897）の「日用手扣」（3）である。作成者の「高嶋老母」は、同史料内に「柳田定吉老母つち孫 宇和田平吉」とある。

なお、8～12に関しては伝来の経緯などは判明しないが、高嶋家の人々の蔵書と理解して、ここに配置した。

2. 延岡内藤家における勤務の活動

高嶋直次郎（求馬）貞慎の勤務に関わって作成・保管された文書群が、ここでの中核史料群となる。表紙左下に同筆で「高嶋」「高嶋氏」と書かれた史料は、貞慎が作成した史料と推定した。

まず、「御広間番」に関する記録3点がある（13～15）。延岡内藤家の上屋敷⁽⁶⁾の表向にある部屋であり、「御広間番」はその部屋の番や来客の応対などを担当した。3冊はいずれも小横帳だが、寸法が少しずつ異なっており、形態からは同時期に作成されたようにはみえない。ただし、13と14は同筆で、貞慎の書写と推定される。15は13・14と明らかに異筆で、書写奥書にあるように「澤邑」なる人物が「戊午夏五月上旬」に書写した「御広間番」の記録とみられる。内容年代の下限が安政4年（1857）なので、「戊午」は翌年の安政5年に比定できる。内容は、「出番心得之部」「御門出入之部」「寺社寺院登 城之部」「諸掛合之部」「出火之部」「洪水之部」「雑部」「判帳拂之部」からなる。これらは「御広間番」の勤務実態を分析できる貴重な史料といえるが、前節で示した貞慎の履歴からは「御広間番」の勤務実績が確認できない。安政5年には貞慎が没し、婿養子貞常が家督を

継いだことが関わる可能性もあるが、なぜ貞慎が存命中に「御広間番」に関する記録を収集する必要があったのかは、本文書群だけではよくわからない。

「御参府年始御年御男覚帳」(24)は、弘化元年(1844)に貞慎が来年の上屋敷の年男役を命じられた際の一件記録である。この事績は、前節で紹介した履歴には落ちており、「由緒書控」の記事を補うことができる史料である。内容からは、年男と下男では表1のような担当区分があった。年男が下男より格上であることが、担当した部屋から明らかとなる。表御殿の年男担当1～4までは近習役が年男に同道して廻り、5・6は納戸役が年男に同道して廻る。表御殿の下男担当部屋は、年男が下男に同道して廻る。奥御殿年男担当部屋は奥重役が年男に同道して廻り、奥御殿下男担当部屋は年男が下男に同道して廻る。

以上から、「御広間」が表御殿の表向にあり、表向は格下の下男が担当したが、「御広間番」が表向の勤番であることが確定する。一方、表御殿で年

表1 年男・下男の分担

	表御殿		奥御殿	
	年男担当	下男担当	年男担当	下男担当
1	御居間書院	御次	御祝之間 (表御居間)	御次
2	御離座敷	御用部屋	御居間	御膳所
3	御居間	御広間御書院上 之間斗	御二之間	御膳所
4	御寝間		御化粧之間	御使者之間
5	御納戸上之間		御納戸	
6	御湯殿		御湯殿	
7			呉服ノ間	
8			元御姫様御部屋 (今は御龍座敷)	
9			御客間	

男が担当した部屋は大名当主が日常を過ごす部屋であり、御殿構造上は表御殿であるが、近習役や納戸役が管轄する部屋なので、機能的には奥向表方であるとわかる。側勤めが中心の貞慎が、なぜ「御広間番」の勤務に関する情報を収集する必要があったのか、という問題は、勤番の全体構造のなかで読み解いていく必要があることを示唆していよう。

次に、文政8年(1825)に貞慎は、「御刀番本役」に就任した。16～21はその勤務に関わる史料である。大名当主の参勤交代の出迎えや江戸城登城時の勤務の様子がわかる。

さらに、天保6年(1835)7月13日に、貞慎は「御番所御鑑番」となった。これは内藤家が天保6年に内桜田門番を命じられたことに伴う番役である。「内桜田御番所諸事扣」(23)は天保6年の実際の勤番日誌であるが、「内桜田諸扣雑記」(22)はそこから遡って文政6年(1823)での諸事を調べたものと推定され、文政6年は内容年代であることへの注意が必要である。

おわりに

以上、延岡内藤家家中高嶋家文書27点の概要を示してきた。国元の日向延岡に関する史料は確認できず、ほとんどは江戸での勤番に関わって作成・伝来した史料群である。実際の勤番にあたって作成した記録に加え、役職就任より遡る記録が高嶋貞慎によって収集、書写されて、情報の蓄積が図られた点は、勤番武士が勤務を遂行する必要から記録を作成し、家伝文書が形成される側面を照射するものである。江戸の大名屋敷における勤番武士の文書群として、今後の本格的な分析をまちたい。

なお、便宜上、目録では通し番号を付したが、史料の閲覧請求の場合は史料番号を用いるようにお願いしたい。

註

- (1) 当時の購入金額も書かれているが、割愛した。
- (2) 近世史料群の整理においては、出所－組織－機能－内容－単体史料という階層構造で目録編成をすることが提唱されており（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年）、これに従った。
- (3) 13代将軍徳川家慶の七女。天保11年5月8日没。享年15。
- (4) 神崎直美「日向国延岡藩主内藤政順夫妻を支えた藩士たち（1）」（『城西大学経済経営紀要』32、2014年）。
- (5) 明治大学刑事博物館所蔵。
- (6) 延岡内藤家の江戸屋敷は、天保6年時に上屋敷は虎の門内にあった。（『深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』15、東洋書林、2000年）。下屋敷は六本木にあったことが、「御参府年年始御年男覚帳」（24）から確定できる。

通番	史料番号	表題	作成年月日	作成 差出→宛所	内容・備考	形態 タテ×ヨコ cm	点数
1. 高嶋家の人々の活動							
1	ZB-25-1-17	長鎗用法百 ヶ條并着條	—	—	鎗術指南書	横長帳 14.0×38.5	1
2	ZB-25-1-19-1	名覚帳	—	—	四級生から八級生等の 人名書上 1・2 は綴り	横長帳綴 12.5×30.0	1
3	ZB-25-1-19-2	日用手扣	明治三十年 三月二日	高嶋老母	人名の書上帳と衣類の 寸法の覚など	小横帳綴 12.5×16.0	1
4	ZB-25-1-14	炮術雑冊	—	湖春識	鉄砲の取扱指南書、 「貞勝識語」の墨引抹 消あり	小横帳綴 15.0×22.0	1
5	ZB-25-1-18	炮術稽古玉 薬覚帳	天明四辰年 四月朔日ヨリ	高島保	炮術稽古に使用した玉 薬の覚	横長帳 11.0×30.5	1
6	ZB-25-1-21	矢倉明星分 割曲尺割書	—	—	三匁玉から三百匁玉の 引落尺度書付	横長帳 13.0×38.5	1
7	ZB-25-1-20	殿中御間向 并諸御門御 役順官名諸 国関所字学 雑書	—	高嶋貞慎	江戸城各所の呼称、幕 府職制、朝廷官名、諸 国関所や街道の呼称の 書上	横長帳 11.0×27.0	1
8	ZB-25-1-26	矢部様江被 仰渡町奉行 の諸商人江 御利解	天保十二丑 年十二月	—	御救米に関する不正問 題や儉約に伴う諸商人 の売買について	縦帳 24.5×17.0	1
9	ZB-25-1-1	見聞録 卷 之一	宝暦四戌年 至子年仲春	観古堂輯之	戦時装備、陣中心得を 観古堂が編輯。	小横帳 13.2×18.5	1
10	ZB-25-1-7	豊臣秀吉公 分限帳	—	嶋田吉之助 写之	豊臣秀吉分限帳、附家 康旗下分	小横帳 12.5×17.5	1
11	ZB-25-1-22	黒田定則	—	—	黒田長政御定則の写、 蔵書印2あり、破損大、 青表紙	縦帳 24.5×16.0	1
12	ZB-25-1-23	白川公御旗 本御家人江 被仰聞写	—	—	松平定信の心得を旗本 や御家人へ伝えた書物 の写	縦帳 23.3×16.0	1
2. 延岡内藤家における勤務の活動							
13	ZB-25-1-5	御廣間勤向 扣 高嶋	(文政期以 降カ)	高嶋貞慎	文政12年大見友次郎が 家督を継ぎ、内藤家江 戸上屋敷御広間勤とな る際の手続き、勤務内 容、心得等。末尾に天 保8年の病欠届の案文 あり	小横帳 14.0×19.5	1

通番	史料番号	表題	作成年月日	作成 差出→宛所	内容・備考	形態 タテ×ヨコ cm	点数
14	ZB-25-1-8	御廣間勤方 扣下帳 高嶋	—	高嶋貞慎	宝暦・明和期の御広間番の勤務につき規定・作法・心得など諸事例の記録	小横帳 12.5×16.5	1
15	ZB-25-1-10	御廣間申次 留書	戊午夏五月 上旬写(安 政五年か)	澤邑	上屋敷広間勤の際の心得や作法に関する申次の記録、宝暦6年から安政4年までの記事あり	小横帳 12.5×17.5	1
16	ZB-25-1-9	御宿割江相 渡候品と控・ 御旅中心得 覚 高嶋扣	文政八酉年 六月・文政 十亥年	高嶋貞慎	参勤道中の宿割、人足および諸品の調達および道中心得	小横帳 12.5×17.5	1
17	ZB-25-1-6	御参府諸控 簿 高嶋	文政九丙戌 年三月ヨリ	高嶋貞慎	藩主参府につき、江戸より東海道經由で大坂まで出迎えの記録	小横帳 12.5×17.5	1
18	ZB-25-1-25	御暇年御宿 割之節御旅 中公私用控	文政十丁亥 年四月ヨリ 六月	高嶋貞慎	帰国道中の宿割、人足および諸品の調達および道中記	小横帳 12.5×17.5	1
19	ZB-25-1-13	御昇進御位 階御祝儀御 登城廉扣	文政十丁亥 年三月	高嶋貞慎	将軍の昇進の祝儀につき大名の江戸城登城など御刀番の勤方記録	小横帳 12.5×17.5	1
20	ZB-25-1-12	木曾路御迎 登手扣 高嶋	(天保三辰 年)	高嶋貞慎	大名参府につき、江戸より中山道經由で大坂まで出迎え記録	小横帳 12.5×17.5	1
21	ZB-25-1-24	木曾路旅行 御迎登日記 高嶋扣	天保三辰年 三月ヨリ	高嶋貞慎	大名参府につき、御刀番高嶋貞慎の迎登日記	小横帳 12.5×17.5	1
22	ZB-25-1-11	内桜田諸扣 雑記 高嶋	文政四巳年	高嶋貞慎	内桜田番所の勤方の覚や規式・御成日の覚など諸事控	小横帳 12.5×17.5	1
23	ZB-25-1-3	内桜田御番 所諸事扣	天保六未年 六月十四日 ヨリ	高嶋貞慎	貞慎が桜田門番所の御鍵番を担当した際の勤番日誌	小横帳 12.5×17.5	1
24	ZB-25-1-4	御参府年年 始御年男覚 帳 高嶋控	弘化元甲辰 年十二月ヨ リ	高嶋貞慎	年男の儀礼に関わる衣服などの達ほか、江戸屋敷における年始祝儀について	小横帳 12.5×17.5	1
25	ZB-25-1-2	宗旨請負証 文 端裏書 「寺受證文 案紙」	嘉永六癸巳 年五月	芝増上寺末 麻布六本木 光専寺 ○ 名 判→内 藤能登守様 御内 長谷 川秀七殿、岡 村宇太夫殿	高嶋貞慎の宗旨請負証文扣	堅紙 33.5×48.0	1

通番	史料番号	表題	作成年月日	作成 差出→宛所	内容・備考	形態 タテ×ヨコ cm	点数
26	ZB-25-1-15	由緒書控	万延元申年 五月	高嶋秀輔	高嶋直次郎（求馬）貞慎から高嶋秀輔貞常までの由緒、勤方覚	縦帳 28.8×19.5	1
27	ZB-25-1-16	御本陣御守 衛番操	—	—	日付ごとに人名を書き上げたもの。5月12日19日22日に高嶋秀輔の名あり。	横帳 13.0×30.0	1

註

- 史料番号は受け入れ当初に付けられていた番号を用いた。
- 表題は、史料に表記されている通りを用いた。
- 作成年月日は表紙や奥書に表記されている通りを用いた。丸カッコ内には、内容からの推定年代を記した。
- 作成は、史料から推定される人名を記した。奥書等はそのままを記した。